

健康の駅推進機構会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「健康の駅推進機構」（以下本会という）と称する。

(目的)

第2条 本会は、健康の駅の設置、および健康増進活動に取り組む個人、市民団体、法人、自治体等が、地域やセクターを越えた交流活動を行い、人々の健康増進、健康で豊かなまちづくり・くにづくりに向けて、相互に協力、連携することを目的とする。

(健康の駅設置要項)

第3条 健康の駅が備えるべき要件については健康の駅設置要項を理事会において別途定める。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

1. 健康の駅の認証
2. 全国の健康の駅設置、運営、管理に係わるルール設定等に係わる諸活動
3. 健康の駅に係わる情報発信、情報開示に係わる諸活動
4. 健康の駅どうしの交流連携に係わる諸事業の企画、運営、調整等（印刷物の共同作成、各種イベント・シンポジウム、健康に関わるサービス等の紹介・斡旋、人材研修等）
5. 各種実務者、専門家等の人材紹介、斡旋
6. 調査研究活動、コンサルタント事業、健康機器・サービスの共同研究等、健康の駅の発展に資する諸活動
7. 非健康的行為等の改善に向けての啓発活動
8. その他、健康の駅発展にかかわる諸活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、正会員と賛助会員で構成する。

1. 正会員

正会員は本会の目的に賛同し、入会金・年会費を納入したもので、以下のように分類される。

- (1) 個人会員
- (2) 市民団体会員
- (3) 法人会員
- (4) 自治体会員

2. 賛助会員

賛助会員は本会の目的に賛同し、かつ事業を援助するもので、以下のように分類される。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

3. 準会員

準会員は本会の目的に賛同したもので、本会に届け出た上で一定期間の社会実験をする期間に限り、会員資格および健康の駅の名称使用を認める。ただし、健康の駅の表示に実験中であることを明記すること。社会実験終了とともに資格は失効する。

(会費)

第6条 会員は、その活動目的に応じて、下記に定める会費を納めなければならない。

1. 入会金
 - 個人、市民団体 . . . 10,000 円
 - 法人、自治体 . . . 20,000 円
 - (初年度は年会費を兼ねる)
2. 年会費
 - 個人、市民団体 . . . 10,000 円
 - 法人、自治体 . . . 20,000 円
3. 賛助会員
 - 個人 . . . 10,000 円 (一口)
 - 団体 . . . 20,000 円 (一口)
4. 準会員 . . . 無料

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書に入会金を添えて入会手続きをとらねばならない。

(退会および資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のひとつに該当するに至ったときは、その資格を失う。

1. 退会届が受理されたとき
2. 除名されたとき
3. 正当な理由なく継続して2年以上会費を滞納したとき

(除名)

第9条 会員が次の各号のひとつに該当するときは、理事会の審議を経て総会の議決により除名することができる。但し、その場合には本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 本会則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき
3. 健康の駅が具備する条件を失い、不適格と判断されたとき
4. 情報の開示等、重要な案件について理事会の指示に対応しないとき

第3章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名以内
- 理事 25名以内
- 監事 2名

2. 総会で正会員のうちから理事及び監事を選任する。理事の中から会長、副会長を互選によって選任する。
3. 理事は理事会を構成し、本会の運営方針を決定する。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し会務を総理する。会長は総会及び理事会の議長となる。

2. 副会長は会長を補佐し、理事会で決めた順位により会長に事故ある時、又は欠けたときにはその業務を代行する。

3. 監事は、本会の会計を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第14条 総会は次のことを決定する。

1. 会則の承認、変更
2. 理事及び監事の選任
3. その他理事会で総会の決議が必要と認めた事項

(招集)

第15条 総会は会長が招集する。

(定足数および議決要件)

第16条 総会は、構成員の2分の1以上の出席により成立する。書面及びオンライン上の委任もこれに含まれる。出席者の2分の1以上の賛成により議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところに従う。

第5章 理事会

(構成)

第17条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第18条 理事会は次の事項を決議する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. 予算決算の承認
4. 会員の除名
5. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(招集)

第19条 理事会は会長が招集する。

2. 理事の過半数又は監事の総員から理事会招集の要求があったときは、会長はすみやかに理事会を招集する。

(定足数および議決要件)

第20条 理事会は、理事の2分の1以上の出席により成立する。書面及びオンライン上の委任もこれに含まれる。出席者の2分の1以上の賛成により議決する。但し可否同数の場合は、議長の決するところに従う。

第21条 監事は理事会に出席して質問し、意見を述べることができる。但し議決に加わることはできない。

第6章 認証委員会

第22条 健康の駅の認証および認証の取り消しを判断する認証委員会をおく。認証委員会についての規程は理事会において別途定める。

第7章 部会

(部会の設置)

第23条 本会は会の目的を達成するため、活動テーマに応じて部会を設けることができる。

2. 部会ごとに運営内容、方針等を確認し、活動の拡充を図る。部会についての規程は理事会において別途定める。

第8章 事務局

(事務局)

第24条 会務全体を掌握し、実務を遂行するために事務局を設ける。

本事務局は、東京都千代田区東神田 1-7-10 KI ビル 3F の特定非営利活動法人地域交流センター内に置く。

2. 事務局には事務局長をおく。事務局長は理事会の承認を経て会長が任命する。
3. 事務局は健康の駅を全国に展開するために支部をおくことができる。

第9章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第25条 本会は会の目的を達成するために運営委員会を置くことができる。運営委員会についての規程は理事会において別途定める。

第10章 顧問、アドバイザー

(顧問、アドバイザー)

第26条 本会には、顧問を置くことができる。また、本会には各種実務家、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

2. 顧問、アドバイザーは理事会の承認を経て会長が任命する。

第11章 会計

(会計)

第27条 本会の会計は会費、賛助金、調査研究受託金、寄付金、その他をもって充てる。

(会計年度)

第28条 会計年度は4月1日に始まり、3月31日をもって終わる。

2. 前項の規定にかかわらず、初年度は発足より3月31日までを会計年度とする。

第12章 会則の改正

(会則の改正)

第29条 本会則の改正は理事会の発意により、総会の承認によるものとする。

附則

(会則の施行)

本会則は、平成18年10月27日より施行する。

(会則の変更)

本会則の変更は、平成26年7月22日より施行する。